

浜松商工会議所は小規模事業者の皆様の 経営改善をバックアップいたします！

相談窓口について

資金(運転・設備)調達をお考えの際は、まずはお気軽にご相談ください。当所経営指援員が資金計画の支援をいたします。相談ご希望の方は、下記連絡票をFAXにてお送りいただくか、お電話・窓口にて直接ご相談ください。

FAX 053-452-6685

小規模事業者経営改善資金(マル経)融資 相談希望連絡票

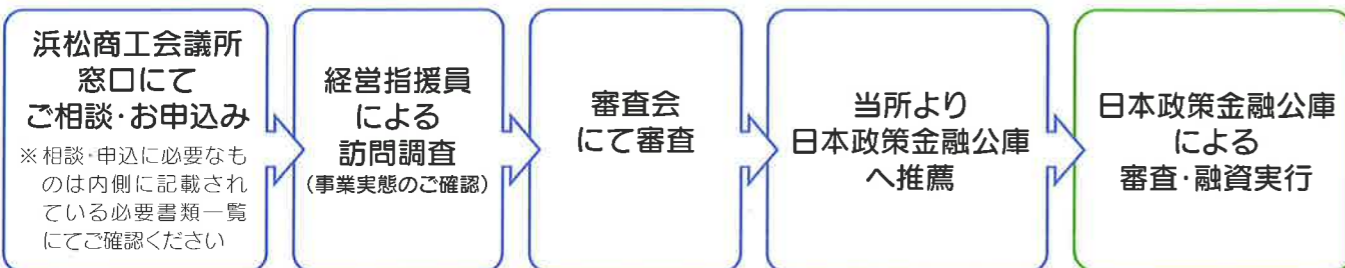
※本連絡票は、マル経融資の相談ご連絡以外の目的には利用いたしません
※マル経融資の対象者・条件は中面の一覧にてご確認ください

浜松商工会議所 中小企業相談所 行

事業所名	所在地	〒
代表者名	電話番号	
営業内容	メール	
従業員数	回答について	ご希望の回答手段にチェックを入れてください <input type="checkbox"/> お電話 <input type="checkbox"/> メール

ご融資までの流れ

※融資実行までは、お申込みから3~4週間かかります



浜松商工会議所 中小企業相談所

〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1
(浜松商工会議所会館 2F)

TEL.053-452-1115

http://www.hamamatsu-cci.or.jp/
相談時間/9:00~17:00 休日/土・日・祝・年末年始
E-mail: keiei@hamamatsu-cci.or.jp



マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資



お助けねこ ニャンじゃ郎

全力投球！地域の元気と未来のために

浜松商工会議所 中小企業相談所

The Hamamatsu Chamber of Commerce and Industry

マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資

担保も保証人も保証料も要りません!

最大
数十万円の
小口資金から **2,000万円**まで
ご利用が可能になりました!

※貸付金額 1,500 万円超となる場合は所定の事業計画書を作成・提出いただきます。

※決算内容等により本制度でのお客様のご希望に添えない場合がございますのでその際は予めご了承ください。



「マル経融資」は、小規模事業者の経営改善を促進し、経営の健全化を図るために作られた国の融資制度です。担保も保証人も不要で、金利も非常にお得な水準に設定されていますので、毎年多くの事業所の皆様にご利用をいただいております。資金調達・資金繰りをお考えの際には「マル経融資」をご検討ください。ただし、マル経融資をお申込みをいただくには、商工会議所の6ヶ月以上の経営指導が必要ですので、お早めにご相談ください。

- ◎ 平成20年度より生活衛生関係営業(飲食店、喫茶店、食品・食鶏肉販売業、氷雪販売業、理容業、映画・演劇・演芸場、浴場業、クリーニング業)の方も、運転資金に加え設備資金の利用も可能となりました。
- ◎ 平成26年1月7日より、宿泊業、娯楽業(映画館等)の従業員要件が従業員5人以下から20名以下に拡充されました。
- ◎ 非融資対象業種等(金融・保険業、特殊浴場業、娯楽業の一部、政治・経済・文化団体、その他公序良俗に反するもの等)は対象外となります。



お申込から融資実行まで
3週間から4週間
かかるニャ。



お助けねこ ニャンじゃ餅

融資の条件

- ①従業員数が下記の小規模事業者であること。
※個人事業の事業主、家族従業員並びに法人企業の役員の人数は除く。

商業・サービス業 製造業・その他の業種
5人以下 20人以下

- ②浜松商工会議所の管内で、1年以上事業を営んでいること。
- ③6ヶ月以前から商工会議所の経営指導を受けていること。
- ④許認可を要する業種はそれを受けていること。
- ⑤所得税(法人税)、事業税、県市民税を完納していること。
- ⑥商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫(※旧国民生活金融公庫)の融資対象業種であること。

※既存の借入返済に遅れが生じている(または条件変更中)、借入超過、連続欠損の状況で改善の見通しが立たない場合は、ご希望に沿えないこともございます。

融資期間

運転資金 7年以内 (据置1年以内)
設備資金 10年以内 (据置2年以内)

資金の使い道

色々な用途にご利用いただけます!

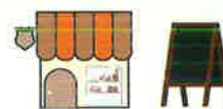
営業車、重機等の
設備導入に!



仕入、外注費等の
支払資金に!



店舗の改装
備品什器の購入に!



機械装置や工具の
購入・買替に!



必要書類

※ご提出およびご記入いただいた内容は、ご融資に関して利用するものであり、第三者に公開するものではありません。

	相談時	申込み時	
法人企業の方	●税務署に提出した税務申告書(控)3期分(決算書・確定申告書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)		<input type="checkbox"/>
	●法人税・事業税・県市民税・消費税の領収証書または納税証明書		<input type="checkbox"/>
	●不動産の履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※代表者の方が所有している不動産を含む		<input type="checkbox"/>
	●見積書または契約書 ※設備資金の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●借入金返済表 ※借入がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●試算表 ※決算後6ヶ月以上経過している場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
個人事業の方	●税務署に提出した税務申告書(控)3期分(決算書・確定申告書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●所得税・事業税・県市民税・消費税の領収証書または納税証明書		<input type="checkbox"/>
	●不動産の履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※不動産を所有している場合		<input type="checkbox"/>
	●見積書または契約書 ※設備資金の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●借入金返済表 ※借入がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●試算表 ※決算後6ヶ月以上経過している場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●個人実印	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>